

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書

北海道では広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少及び地域住民（交通弱者）の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題である。

国は、平成28年7月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものである。需給状況やドライバーによって運送対価が変動することで安定したサービスの提供が困難であること。需要時の稼働保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること。事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること。他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが日本全国に展開されれば、結果的に利用客の利便性と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、タクシー事業ばかりでなく、公共交通等を担う路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通網の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出する。

平成30年6月 日

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(規制改革) 様

北海道河東郡士幌町議会 議長 加納 三司